

株式会社あたごが発行した技能講習修了証の扱いについて

平成24年6月22日

「株式会社あたご」が、平成24年3月2日から本日までの間に、フォークリフト運転技能講習として実施した講習については、長崎労働局長による労働安全衛生法に基づく教習機関としての登録が、有効期間（平成19年3月2日からの5年間）の経過により失効した後になされた不適法なものであり、したがって、これらに係る技能講習修了証は無効でありますので、公表いたします。

該当する技能講習修了証につきましては、株式会社あたごにおいて回収しておりますので、該当する方は、下記の連絡先まで至急連絡いただくようお願いいたします。

なお、これら技能講習修了証を所持する労働者を当該業務に従事させたり、当該労働者が当該業務に従事したりすれば、労働安全衛生法第61条に定められた就業制限違反となりますので、御注意下さい。

記

- 1 該当する法人
名称 株式会社 あたご
所在地 長崎県長崎市星取1丁目1番28号
- 2 不適法に実施された技能講習の区分
フォークリフト運転技能講習
- 3 不適法な交付が行われた期間
平成24年3月2日から本日までの間に実施された技能講習の全て
- 4 交付された修了証が無効である理由
当該法人については、平成24年3月1日限り、フォークリフト運転技能講習に係る教習機関としての登録が失効していること。
- 5 無効である修了証数
46名分
- 6 連絡先
株式会社 あたご あたごフォークリフト係
電話番号 095-826-6464（午前10時～午後5時、火曜から土曜まで）
メールアドレス atago@ds-atago.com

〔参考〕

関係法令（労働安全衛生法第61条等）

事業者は、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者等でなければ、当該業務に就かせてはならない。

により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

の登録は、講習区分ごとに、技能講習を行おうとする者の申請により行う。

技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、技能講習修了証を交付しなければならない。

【担当】長崎労働局健康安全課 井上・森 電話 095-801-0032

*（株）あたごにつきましては、平成24年7月11日付けで新たに登録（再登録）がなされており、同日以降の講習は有効となりますので申し添えます。